

### 第3章 地域環境の現状と環境施策の執行状況

#### 1 大気（ダイオキシンを含む）

##### (1) 伊勢崎測定局の環境基準達成状況

##### ①玉村測定局における大気測定結果

玉村測定局における大気測定結果は次のとおりとなります。二酸化硫黄<sup>※1</sup>、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については過去5年間環境基準値以下となっていますが、光化学オキシダント<sup>※2</sup>については、過去5年間において環境基準を達成した年はありませんでした。

表3-1-1 一般環境大気測定結果と環境基準達成状況

項目／年度		R2	R3	R4	R5	R6
二酸化硫黄 <sup>※1</sup> (SO <sub>2</sub> )	年平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	日平均値の 2%除外値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
	環境基準値 (ppm)	0.040	0.040	0.040	0.40	0.40
	環境基準達成状況	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.013	0.011	0.012	0.012	0.012
	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.034	0.024	0.028	0.026	0.031
	環境基準値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.100	0.100	0.1	0.1	0.1
	環境基準達成状況	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	年平均値 (ppm)	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	日平均値の 98%値 (ppm)	0.019	0.017	0.015	0.015	0.012
	環境基準値 (ppm)	0.060	0.060	0.06	0.06	0.06
	環境基準達成状況	○	○	○	○	○
光化学オキシダント <sup>※2</sup> (Ox)	年平均値 (ppm)	0.035	0.035	0.036	0.038	0.038
	昼間の1時間値の 最高値 (ppm)	0.110	0.108	0.127	0.136	0.133
	環境基準値 (ppm)	0.060	0.060	0.06	0.06	0.06
	環境基準達成状況	×	×	×	×	×
	注意報発令日数	2	1	4	4	4

資料：群馬県環境白書、環境省

※環境基準達成状況（○：達成 ×：未達成 -：測定値の記録なし）

※1 二酸化硫黄については、玉村測定局に測定設備がないため県内全測定局の平均値を記載しています。

※2 光化学オキシダントとは、大気中に存在する様々な物質が、太陽光線に含まれる紫外線を受けて化学反応を起こすことにより生成される物質の総称。

大気中のオキシダント濃度が高濃度（0.120ppm 以上）となり、気象条件等を考慮してその状態が継続すると判断される際には、光化学オキシダント注意報が発令されます。例年4月から9月の間に高濃度になりやすい傾向があります。近年では大陸からの移流の影響も指摘されており、広域的な問題になっています。

表 3-1-2 環境基準・評価方法

物質名	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値 (2% 除外値) を環境基準と比較して評価する。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成とする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの (98%値) を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm を超えるときは未達成と評価する。

②伊勢崎測定局における自動車排出ガス測定結果

伊勢崎測定局における自動車排出ガス測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、非メタン炭化水素いずれの項目においても過去 5 年間環境基準以下となっています。

表 3-1-3 自動車排出ガス測定結果と環境基準達成状況

年度	二酸化窒素		浮遊粒子状物質		一酸化炭素		非メタン炭化水素
	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (ppmC)
R2	0.008	○	0.014	○	0.3	○	0.13
R3	0.008	○	0.012	○	0.2	○	0.13
R4	0.008	○	0.013	○	0.2	○	0.12
R5	0.007	○	0.014	○	0.2	○	0.12
R6	0.007	○	0.013	○	0.2	○	0.12

※環境基準達成状況 (○: 達成 ×: 未達成 -: 測定不能)

資料: 群馬県環境白書

(2) 酸性雨

環境省が実施している酸性雨の平均値 (前橋、赤城山) は表 3-1-4 の通りです。

pH が 5.6 以下となるような、酸性度の強い雨を酸性雨といい、生態系や建造物に被害を与えます。

過去の pH 年平均値の経年変化は、長期的に改善傾向が見られます。

赤城山の酸性雨調査は中断しました。

表 3-1-4 酸性雨の pH 年平均値の経年変化

年度	pH 値	
	前橋	赤城山
R2	5.5	5.1
R3	5.5	5.1
R4	5.5	5.3
R5	5.6	5.1
R6	5.1	中断

資料: 群馬県環境白書

### (3) クリーンセンターから排出されるダイオキシン類濃度

クリーンセンターから排出される排ガス等に含まれるダイオキシン類の濃度について、毎年度測定を行っています。

排ガスについては表3-1-5に、主灰（焼却残渣）・飛灰（ばいじん）については表3-1-6にそれぞれ示します。

表3-1-5 クリーンセンター排ガスのダイオキシン類濃度測定値（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>N）

項目		R2	R3	R4	R5	R6	基準
排ガス	1号炉	0.000093	0.00018	0.00022	0.0012	0.015	10
	2号炉	0.00016	0.00025	0.0044	0.0037	0.097	

資料：クリーンセンター

表3-1-6 クリーンセンター主灰・飛灰のダイオキシン類濃度測定値（単位：Ng-TEQ/g）

項目		R2	R3	R4	R5	R6	基準
主灰		0.0056	0.0013	0.000056	0.000025	0.00015	3
飛灰	1号炉	1.20	0.44	0.54	0.44	0.37	
	2号炉	0.75	0.41	0.47	0.46	0.23	

資料：クリーンセンター

### (4) 大気汚染防止法のばい煙発生施設数

町内には令和6年3月末現在で、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設として120施設の届出がなされています。これらの施設は、ばい煙量及びばい煙濃度の測定と記録が義務づけられており、排出基準を超えたばい煙の排出が禁止されています。

表3-1-7 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数（各年度3月31日現在）

施設名	ボイラ	金属溶解炉	金属加熱炉	焼成炉溶解炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	ガスタービン	ディーゼル機関	合計
R4	57	2	8	26	4	2	4	19	122
R5	57	2	7	26	4	2	4	18	120
R6	57	2	6	27	4	2	4	18	120

資料：群馬県環境保全課

### (5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している  $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$  は  $1\text{mm}$  の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM:  $10\mu\text{m}$  以下の粒子) よりも小さな粒子です。

PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

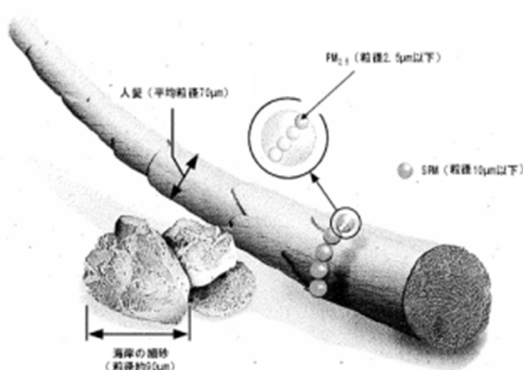


図 3-1-1 PM の大きさ (人髪や海岸細砂) との比較  
(概念図) (出典: USEPA 資料)

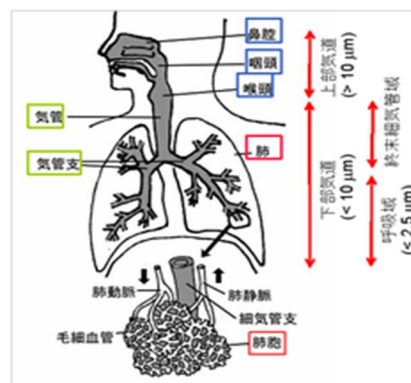


図 3-1-2 人の呼吸器と粒子の沈着領域  
(概念図) (出典: 国立環境研究所資料)

粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物 ( $\text{SO}_x$ )、窒素酸化物 ( $\text{NO}_x$ )、揮発性有機化合物 (VOC) 等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがあります。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPM と PM2.5 の年間の平均的な濃度は減少傾向にあります。

表 3-1-8 注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値 ※3	
			午前中の早めの時間帯での判断 5時～7時	午後からの活動に備えた判断 5時～12時
	日平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下
(環境基準)	35以下 ※1			

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準  
PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価  
※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等  
※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

### ① 環境基準について

環境基本法第16条第1項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準を【1年平均値  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下かつ1日平均値  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下】として環境基準を定めています。

### ② 現在の状況

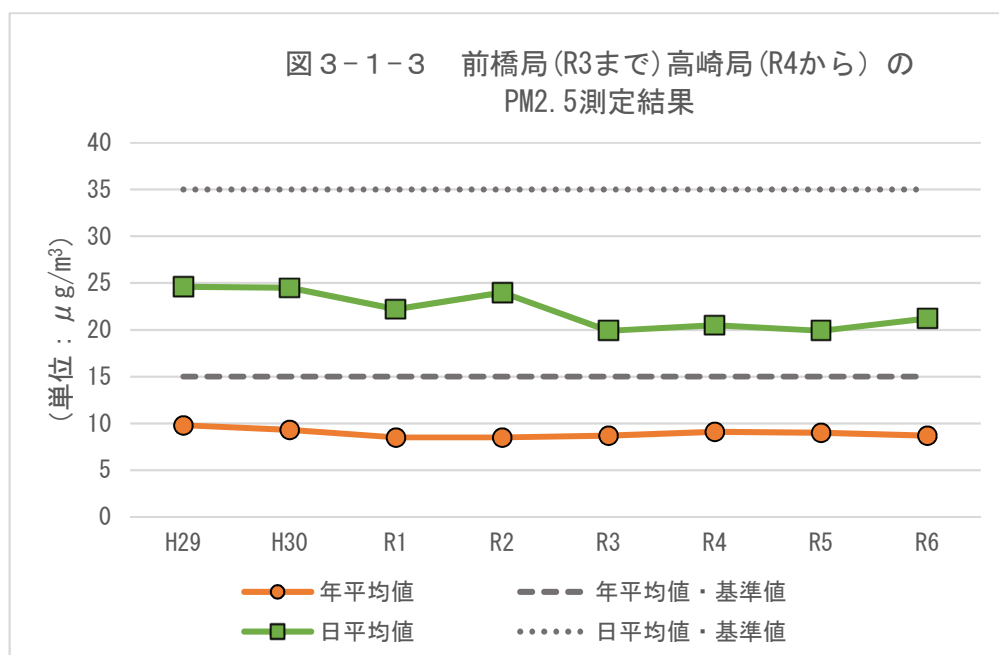
現在、大気汚染防止法に基づき、群馬県では10地点で大気中のPM2.5濃度を常時測定しています。

PM2.5を始めとする大気汚染物質濃度の現在の状況については、環境省（大気汚染物質広域監視システム【そらまめ君】）や群馬県のホームページで速報値が公表されています。表3-1-9のとおり、PM2.5の1日平均値は環境基準を達成しています。

表3-1-9 前橋局(R3まで)高崎局(R4から)のPM2.5測定結果

年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
環境基準	年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 かつ	日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
H29	9.8	24.6
H30	9.3	24.5
R1	8.5	22.2
R2	8.5	24.0
R3	8.7	19.9
R4	9.1	20.5
R5	9.0	19.9
R6	8.7	21.2

資料：群馬県環境白書



資料：群馬県環境白書

#### (6) 大気汚染・悪臭に係る相談件数

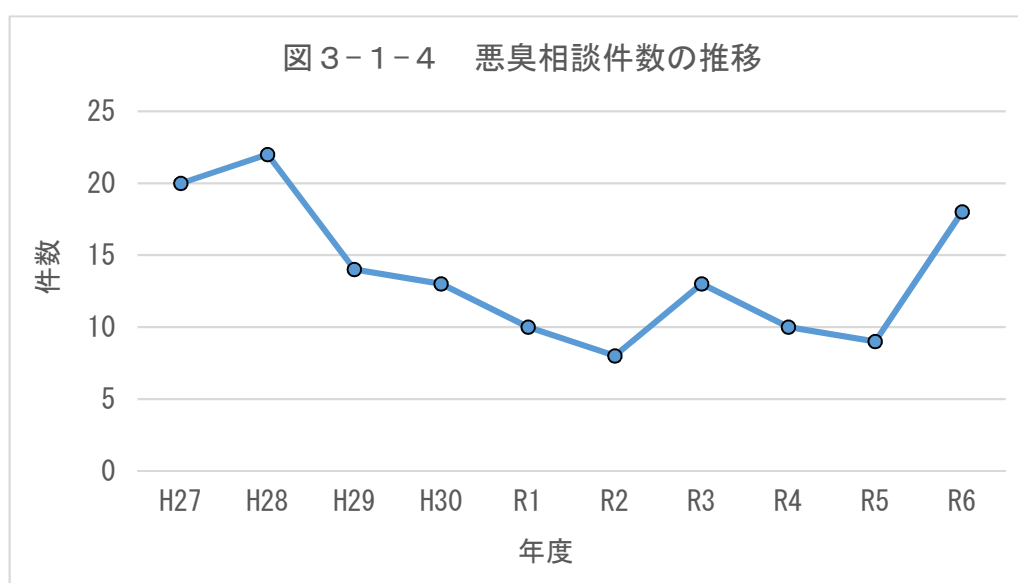
大気汚染・悪臭に関する相談は、庭先や田畑での焼却などの野外焼却によるものが多数を占めていますが、工場で発生する臭いに関する相談も含まれています。

野外での焼却行為は条例で禁止されているため、焼却行為を行わないよう啓発を行っています。また、工場に対する相談があった場合にも確認・指導を行っています。

表 3-1-10 大気汚染・悪臭に係る相談件数

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	20	22	14	13	10	8	13	10	9	18

資料：環境安全課



## 2 水質（地盤沈下を含む）

### （1）主要河川の水質

利根川と烏川の水質は表3-2-1の通りです。いずれも表3-2-2に示した環境基準を達成しています。

表3-2-1 公共用水域の水質

水域名	地点名	調査年度	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100 ml) ※大腸菌数 (CFU/100 ml)
利根川上流 (4)	福島橋 (A類型)	R2	7.4	0.8	8	10	2,000
		R3	7.4	0.8	9	11	1,200
		R4	7.5	0.7	7	11	47※
		R5	7.5	1.2	8	11	9,300※
		R6	7.5	0.7	9	9.6	450※
烏川下流	岩倉橋 (B類型)	R2	7.8	2.6	8	10	24,000
		R3	7.9	2.2	10	10	18,000
		R4	7.9	1.6	11	10	270※
		R5	8.0	1.8	10	11	1,100※
		R6	7.9	1.8	10	10	440※

資料：群馬県環境白書

表3-2-2 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以下 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以下 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級、水浴及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以下 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以下 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以下 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以下 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ℓ以上	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

- 水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用
- 水産 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## (2) 町内水路の水質

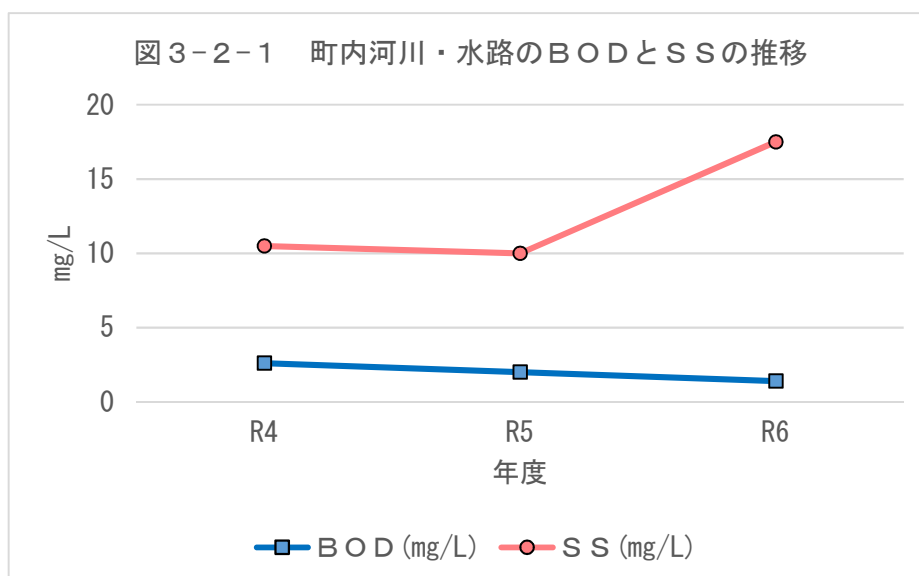
町では、毎年7月に令和4年度まで2カ所、令和5年度から4カ所で水質測定を行っており、表3-2-3に年間平均値としてまとめました。

BOD（生物化学的酸素要求量）とSS（浮遊物質量）について、数値が高くなった年度もありますが、異常値を示すことなく推移しています。

表3-2-3 町内水路の水質データ

調査地点	町内調査地点の平均値		
	R4	R5	R6
調査年度			
水温(°C)	22.8	30.0	21.9
pH	7.2	7.7	7.4
BOD (mg/L)	2.6	2.0	1.4
COD (mg/L)	3.6	5.3	5.1
SS (mg/L)	10.5	10.0	17.5
大腸菌数 (CUF/100mL)	1,900	730	582
全窒素 (mg/L)	1.9	1.7	1.8
全リン (mg/L)	0.2	0.3	0.1

資料：環境安全課



※ pH（水素イオン濃度）

水の酸性・アルカリ性を示すものでpHが7のときは中性、これより数値の低い場合は酸性、高い場合はアルカリ性であることを示します。

※ BOD（生物化学的酸素要求量）

水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素量をいい、この値により水中にある生物化学的な分解を受ける有機物の量を示します。

※ COD（化学的酸素要求量）

水中にある酸化されやすい物質によって消費される酸素量をいい、BODが生物活動によって消費される酸素量に対して、CODは純粋に化学的に消費される酸素量です。

※ SS（浮遊物質）

水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質のことで、粘土鉱物に由来する微粒子や、動植物プランクトン及びその死骸、下水や工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれます。

(3) 水質汚濁防止法による特定施設

町内には水質汚濁防止法による特定施設として 97 施設が届出されています。これらの施設は排水の水質測定と記録の保管が義務づけられ、排出基準に適合しない排水の排出は禁止されています。

表 3-2-4 水質汚濁防止法による特定施設数 (各年度 3 月 31 日現在)

特定施設名	R4	R5	R6
豚房施設	0	0	0
畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設	10	9	9
畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0
畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設	2	1	1
水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設	0	0	0
飲料製造業の用に供する洗浄施設	5	4	4
飲料製造業の用に供するろ過施設	1	1	1
飲料製造業の用に供する湯煮施設	2	2	2
めん類製造業の用に供する湯煮施設	4	4	4
豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	2	2	1
新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式感光膜付現像洗浄施設	1	1	1
有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0
ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する研磨洗浄施設	1	1	1
ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	2	2	2
セメント製品製造業の用に供する水養生施設	1	2	2
生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	0	0
砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1	1	1
金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設	0	0	0
金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	1	1	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	0	0	0
電気めっき施設	5	5	5
弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	0	0
洗たく業の用に供する洗浄施設	1	1	1
写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	19	19	19
と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	0	0
自動式車両洗浄施設	3	3	3
一般廃棄物処理施設である焼却施設	7	8	8
科学技術に関する研究、試験、検査等に係る洗浄施設	1	1	1
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 (前該当除外)	20	20	20
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 (前該当除外)	1	1	1
し尿処理施設 (501 人槽以上)	1	1	1
下水道終末処理施設	1	1	2
特定事業場から排出される水の処理施設	5	5	5
合計	98	97	97

資料：群馬県環境保全課

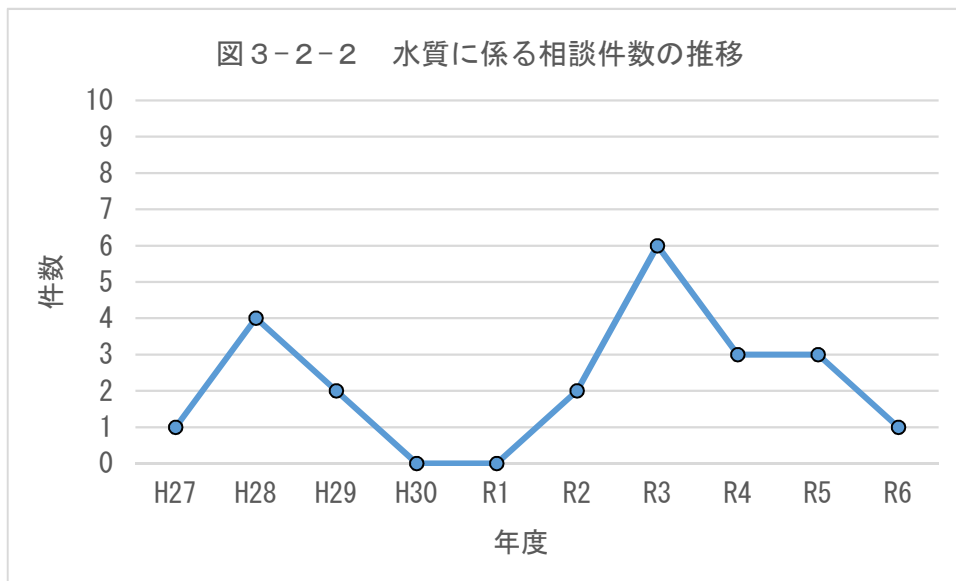
(4) 水質に係る相談件数

水質に関する相談件数は表3-2-5の通りです。水質に関する相談は少ない傾向にありますが、交通事故等によるオイル類の水路流入や、廃油処理設備の整備不良等が原因の相談がありました。引き続き監視や注意喚起を続ける必要があります。

表3-2-5 水質に係る相談件数

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	1	4	2	0	0	2	6	3	3	1

資料：環境安全課



(5) 地盤変動

町内には2カ所の水準点があり、群馬県では毎年1月1日現在の標高を測定して地盤変動量を観測しています。平成23年は東日本大震災の影響で全地点での沈下が確認されましたが、以降は隆起と沈下を繰り返しており、今後も動向を注視していく必要があります。

表3-2-6 町内水準点の変動状況 (単位：mm)

観測地点	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
上茂木 町営上茂木団地	-3.9	2.8	-6.4	-1.8	8.4	—	7.4	-1.1
飯倉 芝根小学校	-4.7	2.9	-6.2	-1.5	6.5	6.0	—	-1.1

資料：群馬県環境白書

### 3 騒音・振動

#### (1) 騒音規制法・振動規制法による特定施設

町内には騒音規制法による特定施設として 95 事業所において 538 施設、振動規制法による特定施設として 67 事業所において 274 施設が届出されています。(令和 7 年 3 月 31 日現在)

これらの施設は地域と時間帯ごとに規定された敷地境界線における騒音・振動の許容限度(規制基準)を順守することが義務付けられています。

規制基準を超えて周辺的生活環境が損なわれると町長が認めた時は改善勧告を、勧告に従わない場合には、改善命令を出すことができます。

表 3-3-1 騒音規制法・振動規制法による特定施設及び設置事業所数

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

特定施設名	騒音規制法		振動規制法	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
空気圧縮機	39	169	36	150
送風機	24	235	0	0
圧縮機	0	0	6	20
金属加工機械	16	95	15	74
合成樹脂用射出成形機	4	16	4	16
印刷機械	3	9	3	9
木材加工機械	3	6	0	0
建設用資材製造機械	3	3	0	0
土石用又は鉱物用破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	3	5	3	5
合 計	95	538	67	274

資料：環境安全課

## (2) 県条例による騒音・振動施設

騒音及び振動に関しては、群馬県の生活環境を保全する条例において、法律の規制にかからない施設についても規制しており、騒音についての届出はありませんが、振動については21事業所203施設が届出されています。(令和7年3月31日現在)

該当する施設については騒音規制法・振動規制法と同じ管理が求められます。

表3-3-2 群馬県の生活環境を保全する条例による騒音・振動施設及び設置事業所数

(令和7年3月31日現在)

特定施設名	騒音		特定施設名	振動	
	事業所数	施設数		事業所数	施設数
コンクリートブロックマシン	0	0	圧延機械	0	0
製びん機	0	0	送風機	19	201
ダイカストマシン	0	0	シェイクアウトマシン	1	1
合計	0	0	オンレイティングコンペア	1	1
			ダイカストマシン	0	0
			合計	21	203

資料：環境安全課

## (3) 特定工場における騒音の状況

町では毎年、特定工場を5カ所選定し、工場騒音の測定をしています。事業所敷地の境界（東西南北の1箇所ずつ計4箇所）で測定しており、1箇所でも基準値以上であった場合は不適合としてカウントしています。ただし、不適合の中には環境騒音（カラスの鳴き声や車の音）が測定中に入ってしまったものも含まれています。

表3-3-3 特定工場騒音調査結果

区域	第1種区域		第2種区域		第3種区域		第4種区域		調査延べ事業所計		
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合	合計
H27			1	3			1		2	3	5
H28			1	4					1	4	5
H29			1	3		1			1	4	5
H30				1	1		3		4	1	5
R1			2	2			1		3	2	5
R2			1	1	1		2		4	1	5
R3			1	2			2		3	2	5
R4			2	1	1		1		4	1	5
R5			2	1			2		4	1	5
R6			3				2		5	0	5

資料：環境安全課

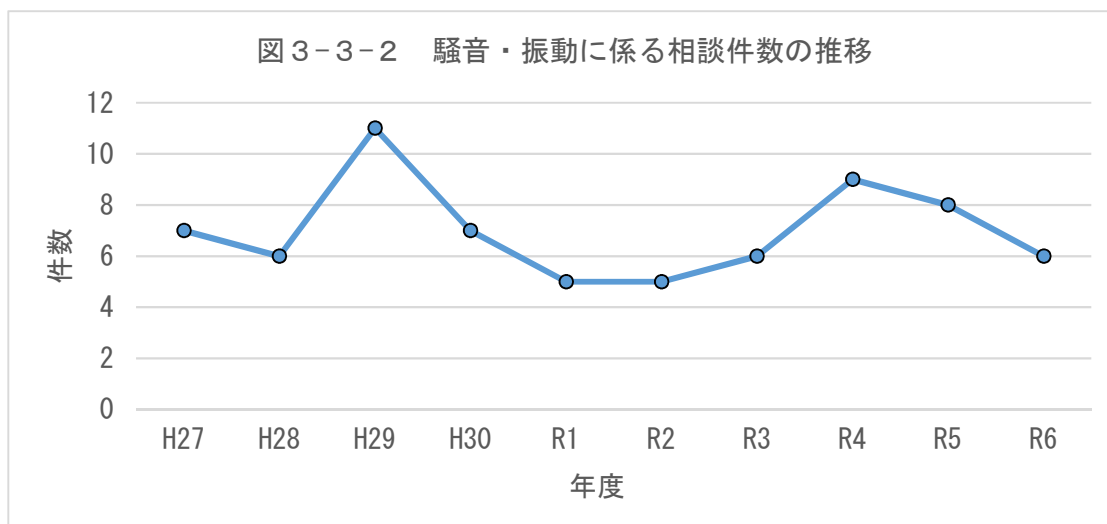
#### (4) 騒音・振動に係る相談件数

騒音・振動に関する相談件数は表 3-3-4 の通りです。近隣工場での作業に伴う騒音のほか、生活音による相談が多くなっています。また、音の感じ方には個人差があり、騒音規制法の規制値内であったとしても苦情となってしまうケースもあります。

表 3-3-4 騒音・振動に係る相談件数

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	7	6	13	7	5	5	6	9	8	6

資料：環境安全課



#### 【騒音とは】

騒音とは、身の回りの様々な音のうち、生活環境を損なうような「不快な音」・「いやな音」等、好ましくない音の総称で、工場の機械や作業から発生する工場騒音、建設作業により発生する建設作業騒音、道路交通騒音や鉄道騒音、飲食店・カラオケ店などからの営業騒音などがあります。また、近年、ペットの鳴き声やピアノの音などの近隣騒音も増加しています。

騒音が人にもたらす影響としては、睡眠妨害、心理影響、活動妨害、聴力妨害、身体被害、物的被害、社会影響、作業能率の低下、不快感等があげられます。同じ音でも騒音と感ずるかどうかは個人差もありますが、生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」を定め、さらに騒音規制法により工場、建設作業及び道路交通から発生する騒音を規制しています。音の大きさの目安は次の通りです。

騒音レベル (デシベル)	音の目安
90	大声・騒々しい工場の中・犬の鳴き声
80	地下鉄の車内・ピアノ
70	電話のベル・騒々しい事務所の中・掃除機
60	静かな乗用車・チャイム・普通の会話
50	静かな事務所・エアコンの室外機
40	静かな住宅街・小鳥の声・図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音

## 4 森林・緑地

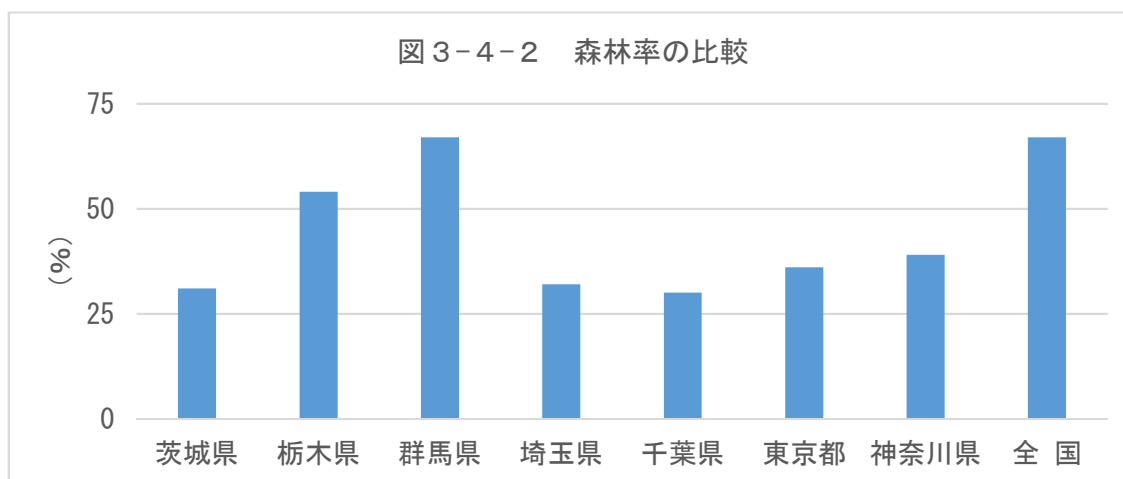
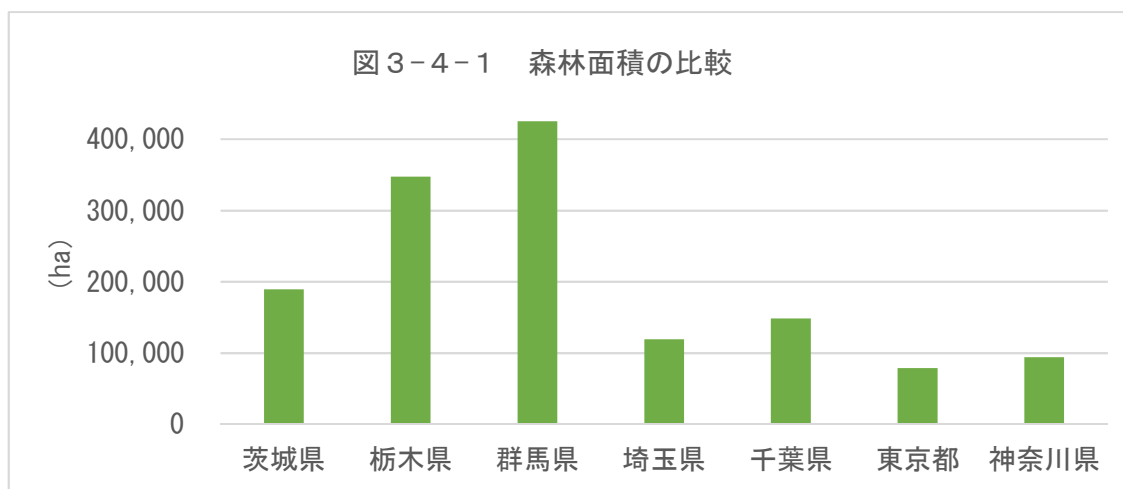
### (1) 森林面積の比較

群馬県の森林面積は 424,860ha で、県の面積の 67%を占めています。関東地方の中では森林面積、森林率とも最高であり、群馬県の森林は関東地方にとって重要な森林となっています。

表 3-4-1 関東地方における森林面積と森林率（令和 4 年 3 月 31 日現在）

	森林面積 (ha)	国土面積 (ha)	森林率 (%)
茨城県	189,271	609,724	31%
栃木県	347,463	640,809	54%
群馬県	424,860	636,228	67%
埼玉県	119,223	379,775	31%
千葉県	148,400	515,731	29%
東京都	78,937	219,405	36%
神奈川県	94,258	241,611	39%
全国計	25,024,810	37,297,154	67%

資料：林野庁



## (2) 地目別面積の推移

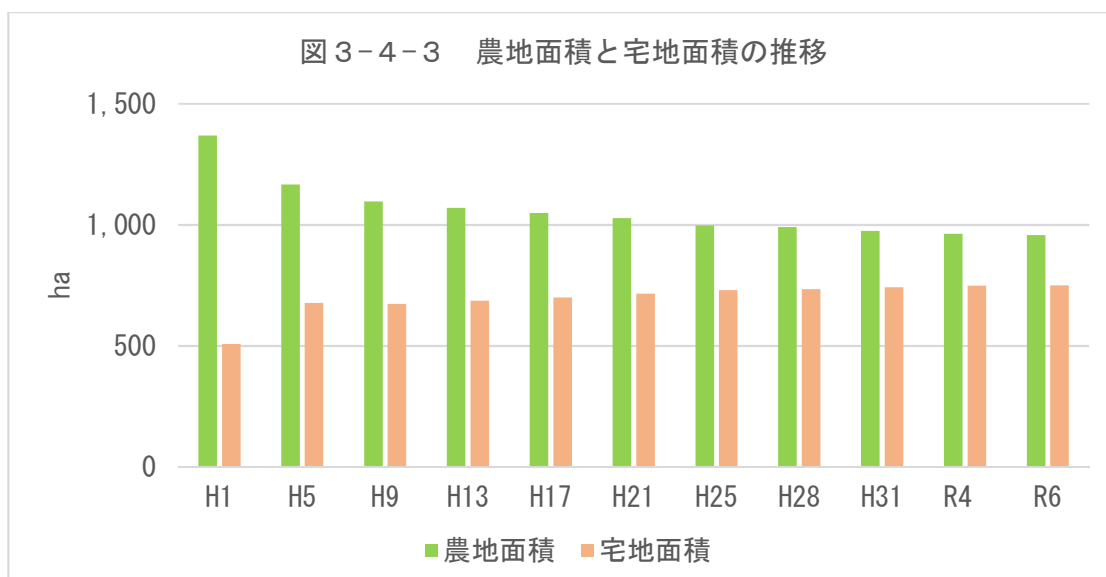
玉村町の土地課税台帳に基づく地目別面積の推移は表3-4-2のようになっています。農地の減少と宅地の増加という傾向が続いていますので、施設緑地についても計画的に増加させる施策が必要であると考えられます。

表3-4-2 地目別面積の推移（各年1月1日現在）（単位：ha）

		農地		宅地	池沼	原野	雑種地	その他	合計	
		田	畑							
H1	実数	1,368	881	487	509	1	29	244	399	2,550
	構成比	53.7%	34.6%	19.1%	20.0%	0.0%	1.1%	9.6%	15.6%	100.0%
H9		1,097	758	339	674	1	7	341	466	2,586
H13		1,070	741	329	687	1	7	344	478	2,586
H17		1,049	727	322	700	1	7	341	488	2,586
H21		1,028	715	313	716	1	7	352	482	2,586
H25		997	692	305	731	1	7	354	491	2,581
H28		991	691	300	734	1	7	356	489	2,578
H31		975	683	292	742	1	7	359	495	2,578
R4		963	677	286	749	1	7	362	496	2,578
R6	実数	957	674	283	750	1	7	366	497	2,578
	構成比	37.1%	26.1%	11.0%	29.1%	0.0%	0.3%	14.2%	19.3%	100%
増減率 (R6/H1)		69.0	76.5%	58.1%	147.3%	100.0%	24.1%	150.0%	124.6%	101.1%

資料：玉村町土地課税台帳

※「合計」は項目ごとに端数処理をしているため、一致しない場合があります。



### (3) 町の緑化関連事業

町では緑地増加のために、次のような施策を推進しています。

#### ① 緑化愛護団体制度（都市建設課）

町民参加による協働のまちづくりを推進し、緑豊かな住みよいまちをつくるため、公共用地などの緑化活動をしている団体に対し、予算の範囲内で花の苗代などの奨励金の交付をしています。

令和6年度は、ガールスカウト群馬県連盟第67団、上樋越育成会、新田公園運営委員会、上福島花と緑の会、小泉カタクリの会、ボーイスカウト高崎第17団花の会、クローバー、八幡原ボランティア、五料長寿会、美緑の会、板井根石運動公園管理組合の11団体がこの制度を活用して活動しました。

#### ② 緑化推進キャンペーン（経済産業課・環境安全課）

令和6年度の産業祭において、環境緑化キャンペーンとして、キンモクセイの苗木（玉村造園協会）、ミニバラの苗木（緑化推進協会）・ラズベリーの苗木（環境安全課）を配布しました。